

南木曾町内発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p><b>1 全般</b>            (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。</p>	<p>これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境保全について（以下「環境保全について」と言う。）に記載する環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討することなどにより、地域の生活環境や自然環境への影響の低減に努めます。</p>
<p>(2) 工事用車両が地域の生活道路を通行する計画であることから、関係機関や地域住民等との協議、調整を十分に行い、引き続き、地域住民の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な措置を講じること。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う地域の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため、引き続き関係機関と協議、調整し、地域住民の方々にもご説明を行いながら、必要な措置を講じていきます。</p>
<p>(3) 工事や環境保全措置の実施状況、モニタリングの結果等を積極的に公表するとともに、地元住民等から環境の保全に関する意見や要望があった場合には、適切な対応や丁寧な説明に努めること。</p>	<p>これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、環境保全措置の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果等は、年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ送付する他、当社ホームページへも掲載します。引き続き、地元自治体や地域住民の方々への丁寧な説明に努めます。</p>
<p>(4) 土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土又は酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土については、地域住民等にも分かりやすいものとなるよう、「区分土」ではなく、「要対策土」と表現することを基本とすること。</p>	<p>当社では、土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土で、最終的な搬出先の確保状況を踏まえ対策内容が確定しておらず、当面発生土仮置き場において管理するものを「区分土」と表現し、これまで全線を通じてこの用語を使用してきました。その後「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年度版)」においても同様の観点から、発生土の性状と利用環境を踏まえ管理が必要な土について、「概念を新たに取り入れる」として新たに「要管理土」などの用語が定義されました。当社としては、各工区における地元説明での無用な混乱を避けるためにも、公表物の最初に「区分土」の記載が出てくる箇所にその定義を注記したうえで用いている状況です。なお、用語の取り扱いについては、ご意見を参考にしながら今後検討します。</p>
<p><b>2 大気環境</b>            発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の計画地（以下「計画地」という。）への発生土の運搬及び盛土の造成等に伴い粉じん等が発生した場合には、適切に清掃や散水を行うよう努めること。</p>	<p>発生土の運搬にあたっては、工事施工ヤード、発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の出入口等に設置したタイヤ洗浄機等を用いて車体を洗浄することで粉じんの元となる土や泥を洗い落とします。また、盛土の造成にあたっては、適切に散水することにより粉じんの発生を抑えます。</p>
<p><b>3 水環境</b>            (1) 計画地からの排水については、環境保全措置を確実に実施し、適切に処理を行った上で蘭川へ放流すること。また、放流に当たっては、漁業権を管理する木曾川漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。</p>	<p>計画地からの排水については、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、適切な処理を行った上で蘭川へ放流します。            また、河川管理者等の関係機関に対しては、工事計画等をご説明しています。今後も必要により、工事計画や施工状況について丁寧にご説明しながら、工事を進めていきます。</p>
<p>(2) 河川水の水質のモニタリングについては、排出水の放流箇所、河川の流向等を考慮し、排出水と河川水が十分混和された調査地点を選定すること。また、工事による影響を適切に把握できるよう、放流箇所より上流側にも調査地点を設けるよう検討すること。</p>	<p>河川水の水質のモニタリングについては、現地を確認の上、工事排水の放流箇所や河川の流向等を考慮し、工事排水と河川水が十分混和された調査地点を選定するとともに、河川の流量が少なく水質への影響が大きいと考えられる低水期に調査を実施する考えです。            また、モニタリングの結果が環境基準に適合しない等の異常が確認された場合には、「環境保全について」に記載のとおり、蘭川の上流側を含めて再測定を実施するとともに、その翌年についても念のため再測定を実施します。</p>
<p>(3) 発生土仮置き場（尾越）の環境保全措置として新設される排水側溝の外側において盛土工の施工時や遮水シートによる被覆前の要対策土の飛散により、地表面から自然由来の重金属等が浸透することがないように配慮すること。</p>	<p>発生土仮置き場（尾越）において、発生土のダンブからの取り下ろしや盛土の施工は慎重に行い、発生土の飛散を抑えます。また、作業終了時には清掃を行い、区分土を搬入した際には盛土の上面を遮水シート等で覆うことで粉じんの発生を防止します。</p>

南木曾町内発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(4) 発生土仮置き場（尾越）に設置する集水ピットの容量やその根拠、モニタリングの頻度や実施条件等の運用方法を「南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境保全について」（以下「環境保全計画書」という。）に具体的に記載すること。</p>	<p>トンネル掘削による発生土は、短期溶出試験等の結果が出るまでの間、一旦、工事施工ヤード内の屋根のある土砂ピットにおいて保管するため、雨水に触れない計画です。また、発生土仮置き場（尾越）に搬入後は、区分土を遮水シート等で覆い雨水の浸透を防ぐ計画のため、区分土からの浸潤水はきわめて少ないと考えております。さらに、遮水シート上に降った雨水など、区分土からの浸潤水以外の水は基本的に集水ピットに入らない構造とするため、降雨時にも集水ピットにはほとんど集水されないと考えています。</p> <p>したがって、集水ピットの容量は一旦最小限のものとしませんが、区分土を仮置いた際には集水状況を確認し、必要に応じて、外付けのタンクを設置する計画です。また、集水ピットに溜まった浸潤水は、排水前にその都度、調査を実施します。</p>
<p>(5) 工事管理の一環として実施する工事排水の測定について、自然由来の重金属等の測定を実施している。搬入する発生土のモニタリング結果により土壤汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とどのような場合か、環境保全計画書に具体的に記載すること。</p>	<p>搬入する発生土のモニタリング結果と土壤汚染対策法に定める溶出量基準との差が小さい場合は、搬入した全土量に含まれる自然由来の重金属等の基準値に対する割合を、搬入の都度計算し、その割合が基準値の80%を超過した場合を指します。その場合には、工事排水においても当該項目の測定を工事期間中継続して実施します。その旨、「環境保全について」に記載しました。</p>
<p><b>4 植物</b> 計画地への外来植物の侵入を防止するため、工事車両のタイヤ洗浄に加えて、工事従事者の衣服や靴等に付着した種子や土壌の除去を行うよう努めること。また、発生土置き場（尾越）での法面、斜面の保護に使用する植生マットは、外来種を含有しないなど適切な製品を使用すること。</p>	<p>外来種の拡大抑制のため、工事従事者の衣服や靴の裏に付着した種子や土壌の除去を含めた「工事従事者への講習・指導」を行います。また、発生土置き場（尾越）ののり面の保護に使用する植生マットは、外来種を含有しない適切な製品を選定し、使用します。</p>
<p><b>5 その他</b> (1) 盛土の崩壊等により下流域に影響が及ぶことがないよう、計画地及びその周辺の地形・地質の状況を正確に捉えて、安全な計画を立てた上で、責任を持って施工・管理すること。特に、発生土置き場（尾越）では、既設盛土が積み重なった上に盛土造成することに留意すること。</p>	<p>発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の計画地及びその周辺の地形・地質の状況を文献、地表踏査や地質調査により把握のうえ「道路土工盛土工指針」等を踏まえた設計を行い、施工計画を立てています。工事段階においては、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」の許可を得るとともに、施工計画に基づき、適切に施工・管理を行います。</p>
<p>(2) 土地の安定性については、地下水位などを設計図面に明示するなど、安定計算の設定条件を明確にするとともに、今後は広域の航空写真を付けるなどし、計画地周辺を含めた土地の安定性がより分かりやすくなるように工夫すること。</p>	<p>斜面の安定計算に係る設計条件として想定した地下水位を、南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境の調査及び影響検討の結果について（本編及び資料編）の検討断面図に記載しました。また、今後は、広域の航空写真を添付する等して、発生土置き場の計画地やその周辺を含めた土地の安定性がより分かりやすくなるように努めます。</p>
<p>(3) 盛土造成後の管理方法等については、南木曾町及び関係機関と十分な協議を行うとともに、地下水位や排水設備等の機能が保たれ、盛土の安定性が確保されるよう恒久的に監視を続けること。また、設備や観測結果の異変を早急に感知し、適切な対策を講じる体制を整備すること。</p>	<p>工事完了後も継続的に盛土の安定性が確保されるよう、南木曾町等と調整のうえ、発生土置き場（尾越）の維持管理を行っていきます。発生土置き場（尾越）の土地及び盛土等の構造物は、当社が点検や保守を行い恒久的に管理します。また、修繕等が必要な場合には適切な処置を実施します。</p>
<p>(4) 工事の対象範囲及びその周辺は、自然状態の放射線量が高いとされていることや、既知の断層が分布している等の地質状況であることを踏まえ、工事における配慮方針について、地域住民等へ丁寧に説明するよう努めること。</p>	<p>「中央新幹線中央アルプストンネル新設（尾越工区）工事における環境保全について（トンネル掘削作業）」に対する助言について（回答）に記載の通り、地元の方のご不安を踏まえ、工事対応として尾越工区の工事施工ヤードでは放射線量の計測を行うこととし、また、既知の断層が分布している等の地質状況を踏まえ、尾越工区のトンネルの掘削にあたっては、掘削中の地質に応じた補助工法を適切に実施するなど、安全に工事を進めます。これらの工事における配慮方針について、引き続き地域住民の方々等へ丁寧に説明します。</p>